

I.平成27年度事業活動方針(案)

日本経済の現況はアベノミクスの相乗効果、日銀主導による円高是正により株高が進み、基本的には回復基調で推移してきている。しかしながら、消費税率引き上げ後の反動減の影響が長引き、実質所得の減少が家計の購買力を落ち込ませ、個人消費は増加に転じたものの伸びは弱く先行きが不透明な状況になっている。

また、①中国や欧州経済の下振れなど海外経済の変調、②実質所得減少による個人消費の低迷、③地政学的リスクを背景とする世界的な株安、④日本の経済政策への信認の低下が株・国債・円の同時売り(トリプル安)を誘発する可能性、などにも注意を払う必要があるようである。

今後の日本経済は消費増税延期に伴い、物価上昇による購買力低下による消費の下押し要因がなくなったこと、2015年初に策定される見込みの経済対策、円安と原油価格下落等も景気の下支え要因となるとされている。

このようなことから、良好な企業収益に支えられた設備投資の増加基調、家計の所得・雇用環境の改善を背景とした個人消費の持ち直し、海外経済の成長テンポ加速に伴う輸出の増加等、景気は緩やかな回復軌道をたどると予測されている。

日本の繊維ファッション産業を見てみると、取り巻く環境は依然として厳しく、人口減、年収減、少子高齢化の進行で需要の減退が目に見えてきた。国内ファッション市場は、海外メガブランドの積極的な参入もあり、商品と店舗が飽和状況化にあるといわれ続けてきた。消費者は情報や商品に迷い購買に慎重になり始めている。正に、価値ある服の提案と大量生産からの脱却等、日本のファッション産業は変革と再創造の段階に入ったといえる。

当協議会では、流通や取引に関する慣行は、歴史的、社会的背景の中で形成されてきたものであり、その在り方については、常に見直され、より良いものへと変化していくことが求められていると考えている。そして、我が国の流通・取引慣行についても、経済活動がグローバル化し日本の市場は国際的により開放的に変化してきている。そのためには、公正かつ自由な競争を促進し、市場メカニズムの機能を十分に発揮し得るようにしていくことが重要である。

このようなことを踏まえ、時代に対応した取引のルールを定めてきた「取引ガイドライン」を基本に、一つには、地道な取り組みである「取引の適正化」事業の推進、二つには、これからのグローバル経済に対応した「情報の共有化」事業、即ち、生産供給に関わる企業間取引の合理性を追求し、相互のメリットが生じる「標準プラットフォーム」の運用と活用に向けた取り組みを推し進めていくことが大切である。

本年も「TA プロジェクト」の活動を基軸に、繊維ファッション産業界の全体最適を目指した SCM 構築を図るために注力していく。

II.事業活動

1.「取引の適正化」事業

「取引の適正化」事業では地道な取り組みではあるが「取引ガイドライン」に基づく「聴き取り調査」を実施し、適正取引の実戦に向けた取り組みを推し進めていく。また、「歩引き」取引を業界全体の課題として捉え、関連する業界団体、諸官庁とも連携し、廃止に向けた活動を進める。

(1)「取引ガイドライン」の普及啓発活動の推進

1)聴き取り調査の実施

①調査実施時期:平成27年4月～8月

②調査目的:・「取引ガイドライン」の実践、進捗状況の実態調査

- ・「歩引き」の実態調査
- ・下請法遵守の確認及び課題調査
- ・その他

③調査対象企業:経営トップ合同会議参加企業及び関連団体傘下会員企業

2)「取引ガイドライン」に関する説明会の実施

この数年、業界における世代交代が進んでおり取引のルールブックである「ガイドライン」についての理解度が希薄になりつつある。このようなことから、会員企業の関連する担当者や中小企業で構成されている業界団体の会員企業担当者を対象にした説明会を実施する。

2.「情報の共有化」事業

「情報の共有化」事業では、上記のように、生産供給に関わる企業間取引の合理性を追求し、相互のメリットが生じる「標準プラットフォーム」の運用と活用に向けた取り組みを推し進める。

また、繊維産業に関わる様々な団体が進めている「情報の共有化」事業との連動、特に、国際標準を基盤とした「情報の共有化」事業についての連携を深めていくことが重要である。

1)「標準プラットフォーム」(仮称「FISPA 標準プラットフォーム」)の基盤整備及び運用と活用の推進

①実運用に向けた課題解決策の検討

②普及活動の実施

2)「TA プロジェクト繊維標準メッセージ」追加事項の検討

①生産・物流に関する事項

②決済に関する事項

それぞれに必要なとされる情報項目と情報項目の定義、必須と任意の区分、準拠する国際標準と記載方法、留意事項、及び確認事項の取り決めを行う。

3.TA プロジェクト事業

平成 15 年に「経営トップ合同会議」が設置され、その諮問機関として TA プロジェクトを立ち上げたが、この間、多くの課題解決策を示し「取引ガイドライン」を策定するなど、活動は多岐に亘っている。現在は、取り決めた「取引ガイドライン」を基本に「情報の共有化」等の事業について検討を進めてきている。

平成 27 年度は、時代の変革と共に新たなビジネスモデルも生まれてきており、時代に対応した内容の検討を進める必要も出てきている。このようなことを踏まえ、「取引ガイドライン」についてもグローバル経済を見据えた上での課題、個々の業種の取引に存在する固有の課題等について検討を行いたい。また、現在進めている「ユニフォーム分科会」では、上記に示した課題について議論を進めており、引き続き解決に向けての協議を進める。

1)ユニフォーム分科会

- ・時代に対応したビジネスモデルに関する新たな課題等についての解決策を検討
- ・関連するユニフォーム業界団体との連携と「取引ガイドライン」の周知徹底及び説明会の実施

2)「取引ガイドライン」の検証

Ⅲ.委員会活動

1.事業運営委員会活動

事業運営委員会では協議会の運営強化や事業内容の検討立案と広報調査活動を実施するとともに、サプライチェーン全体の最適化を図る上で必要なビジネスモデルの標準化に関する課題の抽出・整理及び改善・改革に向けて以下の事項を実施する。

(1)平成27年度事業計画の実施状況の確認及び次年度事業計画の立案

当該年度事業活動の実施状況を確認すると共に次年度事業計画についての案を事務局並びに理事会に提案する

(2)広報活動の実施

「メルマガ」「FISPA 便り」等による協議会の活動内容について会員、関連する業界団体に広報を実施する

(3)各種セミナーの開催

「経営トップセミナー」「法律相談セミナー」「事例研究セミナー」の開催

(4)SCM構築に向けた情報収集活動の実施

1)繊維産業の各段階における取引状況及び情報共有に関する課題の抽出、整理

2)SCM構築に必要な関係団体等の情報化事業の把握及び関連する事業の連携

(5)「情報の共有化」事業の推進に伴う案件事項の審議及び承認

1)「TAプロジェクト繊維標準メッセージ」及びQR推進協議会からの「繊維産業EDI標準メッセージ」の維持管理業務の実施

2)新たな標準メッセージに関する審議及び承認

2.取引改革委員会活動

取引改革委員会では繊維ファッション産業界の各段階間の取引上に生じている課題について調査するとともに、具体的な解決策について検討を行う。また、「取引の適正化」を図るために取り決めた「取引ガイドライン」に関する普及啓発活動の実施と諸官庁及び関連する業界団体と連携強化に努め取引の適正化を進める。

(1)「取引ガイドライン」普及啓発活動の実施

1)関連業界団体及び産地・産元企業への「取引ガイドライン」の説明会の実施

2)「取引ガイドライン」の導入・実践状況に関する聴き取り調査の実施

(2)適正取引の推進

業界全体における取引上の不公平・不公正な取引慣行の改善及び課題解決に向けた取り組みの推進。

1)「歩引き」取引の全廃に向けた活動の実施

2)「取引相談室」の有効活用に向けての周知活動の実施

IV.平成27年度組織編成(案)

